

## JICA 環境社会配慮ガイドライン(2010年4月公布) レビュー調査方法(含む調査アイテム(案))について

JICA 環境社会配慮ガイドライン(以下、「GL」)には、施行後 10 年以内に、レビュー結果に基づく包括的な検討と、必要に応じて GL の改定を行うと規定されている<sup>1</sup>。GL 施行後、2016 年度末迄に、約 1,800 件に GL が適用されている。また、開発協力大綱や持続可能な開発目標(SDGs)が発表され、世銀セーフガード政策改定版が世銀理事会で承認されるなど、JICA を取り巻く環境も変化している。本ペーパーは、包括的な検討に必要なレビュー結果(含むガイドライン改定論点案)を導くために実施するレビュー調査方法を整理したもの。なお、レビュー調査の実施主体は JICA ではあるが、可能な限り、GL 改定と同様、透明性と説明責任を確保するように実施する。

### (1) 基本方針

JICA の責任の下、外部への業務委託を通じ、GL 運用状況、JICA を取り巻く環境変化をレビューした上で、ガイドライン改定に係る論点案を整理する。なお、助言委員会の運用見直し時の改定に係る提言は、ガイドライン改定論点に含める。

### (2) 実施時期(詳細は別添 1)

2018年2月 第1次調査開始(主にカテゴリA案件、外部環境変化整理、GL改定論点案抽出)  
2018年8~9月 中間報告書案(和文)に基づく助言委員会への報告  
2018年9月 第2次調査開始(カテゴリB、C、FI案件、GL改定論点案の整理)  
2019年1~2月 最終調査報告書案(和文・英文)の公表、助言委員会で報告、パブコメ募集  
2019年3月 最終報告書公開(和文・英文)

### (3) レビュー対象・範囲:

- 現行 GL が適用された案件(無償・有償・技協等)のうち、2016 年度末までに合意文書を締結した約 1,800 件をレビュー対象の母数とする。うち、カテゴリ A 案件は全 40 件、カテゴリ B、C、FI 案件はスキーム、セクター、地域等を踏まえ 60 件程度をサンプル抽出し、合計で 100 件程度を調査対象とする。
- 調査対象案件(計 100 件程度)のうち、計 8 案件の現地調査を実施する。対象案件は、カテゴリ分類、国・地域別案件数、進捗状況、スキーム、セクター、調査アイテムとの関連性等を踏まえて追って決定。なお、異議申立の本手続きに進んでいる案件は、現地調査の対象としないものの、机上調査の対象とし、異議申立担当審査役の調査報告書、及び環境レビュー・モニタリング資料等をレビュー対象とする。

### (4) 調査アイテム(詳細は別添 2)

#### 1) GL の運用状況

GL で定められている環境社会配慮プロセス・要件等の運用状況、運用見直し時の助言委員会からの提言を確認し、環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離、外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因(GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等)について確認する。

<sup>1</sup> JICA GL 第 2.10 条「本ガイドライン施行後 10 年以内にレビュー結果に基づき包括的な検討を行う。それらの結果、必要に応じて改定を行う。改定にあたっては、日本国政府、開発途上国政府、開発途上国の NGO、日本の NGO や企業、専門家等の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで行う。」

2) JICA を取り巻く環境の変化

昨年 8 月に世銀セーフガード政策改定版が世銀理事会で承認されたほか、持続可能な開発目標(SDGs)等の国際的な援助潮流、インフラシステム輸出の促進及び迅速化や開発協力大綱といった政府方針の公表、国際金融機関との協調融資の増加、民間連携事業や中小企業向け支援の導入といった JICA 事業を取り巻く環境の変化について整理する。

以 上

別添 1: レビュー調査実施スケジュール(案)

別添 2: レビュー調査アイテム(案)